

平成28年3月4日提出

教育委員会議 議題2 別冊2

広島市スポーツ振興計画の見直し（案）

説明資料

参考資料

広島市スポーツ振興計画(素案)に対する議会等からの意見に基づく修正について

1 議会(都市魅力づくり対策特別委員会 1/29)から頂いた意見

意見の要旨	広島市の考え方	見直し(案)の該当頁
基本方針(1) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興		
障害者のスポーツ・レクリエーションの活動の促進について、「障害者・健常者が共に楽しむことのできる」という表記があるが、「障害者」に「障害児」が含まれるのか分かりにくいので、「障害児・障害者」という表記にしてほしい。	当該計画は、子どもも対象としているので、当然、「障害者」の中に「障害児」は含んでいる。 しかし、当該計画において、「障害者」の定義を記載していなかったため、最初に「障害者」と記載している箇所に追記し、以下のとおり修正する。 「 <u>今後は、子どもから高齢者、障害者(障害児を含む。以下同じ。)</u> や健常者、初心者からトップアスリートまで(以下略)」	1

2 市民(市民意見募集 2/1~2/18)から頂いた意見

意見の要旨	広島市の考え方	見直し(案)の該当頁
基本方針(3) 競技力向上		
障害者スポーツの競技力向上について、視覚障害、知的障害等のどの分野で障害者スポーツの競技力向上を図ろうとしているのか分からない。	国際大会や全国大会などで区分されている肢体不自由や視覚障害などについて、競技力向上を図ることとしているが、表記が分かりにくいので、以下のとおり修正する。 「○ 広島県や競技団体等と連携し、 <u>国際大会や全国大会などで活躍できる素質・能力のある選手の発掘・育成を推進します。(略)</u> 」	2 ・ 27

3 事務局における修正

意見の要旨	広島市の考え方	見直し(案)の該当頁
基本方針(2) 学校における体育・スポーツの充実		
	「(ア) 多様で魅力あるスポーツ環境の整備」の施策において、「改修を計画的に行い、学校体育施設の充実を図る」旨の項目と「快適なスポーツ環境の確保に向けた施設の充実に取り組む」旨の2つの項目を記載しているが、いずれも対象とする施設は、「学校体育施設」であることから、これらを統合し、以下のとおり修正する。 「○ 屋外運動場(グラウンド)や屋内運動場(体育館)の改修を計画的に行うなど、 <u>快適なスポーツ環境の確保に向けた学校体育施設の充実やその有効活用を図ります。</u> 」	26

広島市スポーツ振興計画の見直し(案)について

広島市スポーツ振興計画

計画期間の中間年での見直し

見直しに当たって考慮する事項

広島市スポーツ振興計画の見直し(案) [広島市スポーツ推進審議会の審議結果]

位置付け

- (1) スポーツ基本法に基づく広島市のスポーツ推進に関する計画
- (2) 第5次広島市基本計画の部門計画

計画期間

- (1) 平成23年度(2011年度)～32年度(2020年度)
- (2) 中間年には進捗状況を踏まえ、見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

基本理念

新しい「スポーツ王国広島」を目指して
～スポーツが好き 仲間が好き 広島が好き～

基本方針及び推進施策

基本理念の実現に向けて、1～4の基本方針の下、施策の推進に取り組む。

- (1) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興
 - ア 市民が気軽にスポーツに親しむことのできる機会の提供と環境づくり
 - イ 健康づくり・体力づくりに向けたスポーツの振興
 - ウ 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の促進
 - エ 地域における子どものスポーツ活動の促進
 - オ 地域コミュニティの活性化や国際交流の推進に向けたスポーツの振興
 - カ スポーツ・レクリエーション活動を支える組織や人材の育成
 - キ スポーツ・レクリエーション活動の場の整備・充実
- (2) 学校における体育・スポーツの充実
 - ア 子どもの体力向上等に向けた運動・スポーツ活動の促進
 - イ 学校体育施設の整備・充実
- (3) 競技力の向上
 - ア ジュニア選手の育成・強化
 - イ 選手強化に向けたサポート体制の構築
- (4) まちの活力創出に向けたスポーツの振興
 - ア 国際的・全国的なスポーツ大会等の開催・誘致等
 - イ トップス広島等との連携によるプロスポーツ・企業スポーツ等の振興

数値目標

- 上記1～4の基本方針毎の数値目標(目標年度:平成32年度)
- (1) 週1回以上スポーツをする市民(20歳以上)の割合 ⇒3人に2人(65%)以上
 - (2) 新体力テストの結果において広島市の平均値が全国の値以上となる種目の割合 ⇒50%以上
 - (3) 国民体育大会に出場する広島県選手に占める広島市選手の割合 ⇒50%以上
 - (4) トップス広島に加盟するチームの試合を年1回以上会場で観戦した市民の割合 ⇒50%以上

1 本市のスポーツ推進施策の現状と課題への対応

数値目標の進捗状況

数値目標	H23	H24	H25	H26	目標(H32)
1 週1回以上スポーツをする市民(20歳以上)の割合 ⇒3人に2人(65%)以上	46.8%	48.6%	47.2%	51.4%	65%
2 新体力テストの結果において広島市の平均値が全国の値以上となる種目の割合 ⇒50%以上	51.0%	63.2%	51.5%	56.4%	50%
3 国民体育大会に出場する広島県選手に占める広島市選手の割合 ⇒50%以上	40.5%	48.0%	45.9%	47.9%	50%
4 トップス広島に加盟するチームの試合を年1回以上会場で観戦した市民の割合 ⇒50%以上	37.2%	37.1%	37.0%	39.8%	50%

- (1) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興
 - 【週1回以上スポーツをする市民(20歳以上)の割合:全県51.4%、30歳代40.7%、40歳代38.6%(65%)】
 - ⇒ ア 身近な所でスポーツ・レクリエーションに親しむことの習慣づけ
 - イ 30歳代～40歳代の普段運動をしない人に対するアプローチ
- (2) まちの活力創出に向けたスポーツの振興
 - 【トップス広島に加盟するチーム(9)の試合を年1回以上会場で観戦した市民の割合:39.8%(50%)】
 - 【上記内訳 カブ:92.6%、サルフレ:22.2%、JT:4.7%、中電陸上部:2.7%、その他1%未満】
 - ⇒ ア カブやサルフレ以外のチームの観戦者数の増加
 - イ 市民のスポーツに対する意識高揚
 - ※ (1)及び(2)の数値は、市民意識調査(H26年度)の結果

2 社会情勢の変化等への対応

- (1) 健康寿命の延伸の必要性

健康寿命の延伸を実現するためには、本市の平均寿命と健康寿命の差が全国よりも大きい状況を広く市民に周知し、運動の習慣化を図るとともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが必要である。

区分	男女別	平均寿命(A)	健康寿命(B)	(A)-(B)
広島市	男性	79.93年	69.96年	9.97年
	女性	86.86年	72.19年	14.67年
全国	男性	79.55年	70.42年	9.13年
	女性	86.30年	73.62年	12.68年

国では、「国民の健康寿命の延伸」を「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)に位置づけている。
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツに対する市民意識の高揚を図る必要がある。
- (3) 障害者スポーツに対する市民意識の高揚

東京パラリンピックを控え、障害者スポーツに対する市民意識も高まっており、競技力向上に繋がる取組を行う必要がある。

3 広島市の他計画との連携

- (1) 財政運営方針の策定(平成28年2月策定予定)
 - 【社会保障費の増加の抑制】
 - 健康づくりや健診受診率の向上、介護予防等の取組により医療費や介護費用の増加を抑制する。
- (2) 元気じゃけんひろしま21(第2次)の策定(平成25年3月)
 - 【基本目標】
 - 健康寿命の延伸
 - ア 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
 - イ 国の平成34年度の健康寿命を上回る

主な見直しの内容

※ 詳細は別紙1のとおり

- (1) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興
 - ア 市民が気軽にスポーツに親しむことのできる機会の提供と環境づくり
 - イ 健康寿命の延伸のための健康づくり・体力づくり
 - ① 健康増進につながるラジオ体操やシニアのためのウォーキング等の促進及び通勤等における自転車利用の促進等を図る。
 - ② 企業等に対して、健康づくり等に関する情報を広く周知する。
 - ウ 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の促進
 - エ 地域における子どものスポーツ活動の促進
 - オ 地域コミュニティの活性化や国際交流の推進に向けたスポーツの振興
 - カ スポーツ・レクリエーション活動を支える組織や人材の育成
 - キ スポーツ・レクリエーション活動の場の整備・充実
 - ① 未利用地等を活用し、日常的にスポーツができる環境を整備するとともに、公園等にスポーツができる器具等の設置を検討する。
- (2) 学校における体育・スポーツの充実
 - ア 子どもの体力向上に向けた運動・スポーツ活動の促進
 - イ 学校体育施設の整備・充実
- (3) 競技力の向上
 - ア ジュニア選手の育成・強化
 - ① 沼田高等学校体育コースにおいて、体育指導担当講師を配置するなど、指導体制や練習環境の充実を図る。
 - イ 選手強化に向けたサポート体制の構築
 - ウ 障害者スポーツの競技力向上の支援
 - ① 競技団体等と連携し、国際大会や全国大会などで活躍できる素質・能力のある選手の発掘・育成を推進する。また、全国大会への選手の派遣を通じて、競技力向上を図る。
 - ② 障害者スポーツ指導員の養成や競技団体の組織化など、体制整備に取り組む。
- (4) まちの活力創出に向けたスポーツの振興
 - ア 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機としたスポーツ振興に関する事業の推進
 - ① 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会出場国・地域の事前合宿の誘致に取り組む。
 - ② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機としたスポーツに対する市民意識の高揚を図る取組を検討する。
 - イ 国際的・全国的なスポーツ大会等の開催・誘致等
 - ① 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせてスポーツと平和に関する国際会議を開催することを検討する。
 - ウ トップス広島等との連携によるプロスポーツ・企業スポーツ等の振興

数値目標の見直し

※ 詳細は別紙2のとおり

- 進捗状況及び見直しの視点を踏まえた数値目標の修正
- (1) ① 週1回以上スポーツをする市民(20歳以上)の割合 ⇒70%以上
 - ② 30分以上健康のために歩く70歳以上の者の割合の増加 ⇒男性66%・女性56%
 - (2) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(高等学校は新体力テスト)の結果において広島市の平均値が全国の値以上となる種目の割合 ⇒小学校7/8種目以上、中学校・高等学校7/9種目以上
 - (3) 国民体育大会に出場する広島県選手に占める広島市選手(ふるさと選手を含む。)の割合 ⇒65%以上
 - (4) トップス広島に加盟するチームの試合を年1回以上会場で観戦した市民の割合 ⇒50%以上

今後のスケジュール

平成28年3月末 計画改定

施策の体系

【基本方針】

地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興

【数値目標】

- ① 週1回以上スポーツをする市民(20歳以上)割合を3人に2人(65%以上)70%以上にする。
- ② 30分以上健康のために歩く70歳以上の者の割合を男性66%、女性56%にする。

【施策】

- 市民が気軽にスポーツに親しむことのできる機会の提供と環境づくり**
 - 総合型地域スポーツクラブの設立支援及び運営協力
 - スポーツ施設やスポーツイベント等に関する情報提供
 - スポーツ施設の利用促進
 - スポーツセンター等でのスポーツ教室等の開催
 - 各種クラブやサークル、指導者やボランティアなどの紹介・あっせん
 - 身近にある海や川、山を利用したアウトドアのスポーツ・レクリエーションイベントの実施
 - 広島市のスポーツに関する資料等の展示会の企画・開催
- 健康寿命の延伸のための健康づくり・体力づくりに向けたスポーツの振興**
 - 子どもから高齢者までのライフステージに応じた健康づくり・体力づくりのための事業等の実施
 - ・ 健康増進につながるラジオ体操やシニアのためのウォーキング等の促進及び通勤等における自転車利用の促進等を図る。
 - ・ 企業等に対して、健康づくり等に関する情報を広く周知する。
 - 健康づくり・体力づくりに関するスポーツセンターの相談機能の強化
- 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の促進**
 - 障害者・健常者が共に楽しむことのできる行事の開催
 - 障害者スポーツの普及・振興
- 地域における子どものスポーツ活動の促進**
 - 地域スポーツ振興担当コーディネーターによる子ども会や児童館の事業への支援
 - 広島市スポーツ少年団や広島市小学生体育連盟の活動への支援
- 地域コミュニティの活性化や国際交流の推進に向けたスポーツの振興**
 - 地域スポーツ振興担当コーディネーター等によるスポーツセンターを拠点とした地域コミュニティの活性化
 - スポーツセンターの特色を生かした事業展開
 - 市民が主体となって行うスポーツイベントや市民団体と連携したイベントの実施
 - スポーツを通じた国際交流事業の推進
- スポーツ・レクリエーション活動を支える組織や人材の育成**
 - 学区体育協会の活性化
 - 体育指導委員スポーツ推進委員活動の活性化
 - スポーツボランティアの登録・派遣
 - 地域スポーツ活動の功労・功績者の顕彰
- スポーツ・レクリエーション活動の場の整備・充実**
 - スポーツ施設の整備・充実
 - 学校体育施設の開放
 - 環境保全の視点に立ったスポーツ施設の運営や管理方法の見直し
 - 未利用地等のスポーツ活動の場としての活用の検討
 - ・ 未利用地等を活用し、日常的にスポーツができる環境を整備するとともに、公園等にスポーツができる器具等の設置を検討する。

【基本方針】

学校における体育・スポーツの充実

【数値目標】

新体力テスト全国体力・運動能力、運動習慣等調査(高等学校は新体力テスト)の結果において広島市の平均値が全国の値以上となる種目の割合を50%
小学校7/8種目以上、中学校・高等学校7/9種目以上にする。

【基本方針】

競技力の向上

【数値目標】

国民体育大会に出場する広島県選手に占める広島市選手(ふるさと選手を含む。)の割合を50%65%以上にする。

【施策】

- 子どもの体力向上等に向けた運動・スポーツ活動の促進**
 - 子どもの体力向上に向けた取組
 - 運動部活動の活性化
 - トップス広島に加盟している各チームとの連携推進
 - 異校種間によるスポーツ交流の実施
 - 「広島市立学校スポーツ活動支援人材バンク」の充実
- 学校体育施設の整備・充実**
 - 多様で魅力あるスポーツ環境の整備
- ジュニア選手の育成・強化**
 - ジュニア選手の強化練習・指導の充実
 - ・ 沼田高等学校体育コースにおいて、体育指導担当講師を配置するなど指導体制や練習環境の充実を図る。
 - 成長期のジュニア選手のサポート
- 選手強化に向けたサポート体制の構築**
 - 指導者の養成・確保
 - 競技団体の練習場所の確保
- 障害者スポーツの競技力向上の支援**
 - 障害者スポーツ選手の育成
 - ・ 競技団体等と連携し、国際大会や全国大会などで活躍できる素質・能力のある選手の発掘・育成を推進する。また、全国大会への選手の派遣を通じて競技力向上を図る。
 - 障害者スポーツの体制整備
 - ・ 障害者スポーツ指導員の養成や競技団体の組織化など、体制整備に取り組む。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機としたスポーツ振興に関する事業の推進**
 - 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会出場国・地域の事前合宿の誘致
 - 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機としたスポーツに対する市民意識の高揚等
- 国際的・全国的なスポーツ大会等の開催・誘致等**
 - 国際的・全国的なスポーツ大会の誘致
 - トップス広島の強化合宿の誘致と合宿中における市民との交流事業の実施
 - 広島開催が定着している国際大会、全国大会に対する支援
 - 市民レベルの全国的なスポーツ大会等の開催・誘致
 - スポーツと平和に関する調査・研究
 - ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせてスポーツと平和に関する国際会議を開催することを検討する。
 - 環境保全の視点に立ったスポーツ大会等の運営
- トップス広島等との連携によるプロスポーツ・企業スポーツ等の振興**
 - 地域スポーツ振興担当コーディネーターによるスポーツセンターを拠点としたトップス広島の応援気運の醸成
 - 地元スポーツチーム、地元出身選手の試合開催や成績等についての情報提供
 - にぎわいの創出に向けた地元スポーツチームや観光部局等との連携事業の実施
 - トップス広島を始めとする地元スポーツチーム等と協働したスポーツ教室等の実施
 - プロスポーツチームや企業スポーツチーム等が実施するイベントへの支援
 - 民間主体のサッカー専用スタジアム整備の気運に呼応した支援検討
 - ・ 広島県、広島商工会議所等と一体となってサッカー専用スタジアム整備を検討する。

数値目標の進捗状況及び見直し(案)について

数値目標[現行] (目標年度:平成32年度)		23年度	24年度	25年度	26年度	
1	週1回以上スポーツをする市民 (20歳以上)の割合を3人に2人 (65%)以上にします。	46.8%	48.6%	47.2%	51.4%	
	なし	男57.9% 女47.9%	—	—	—	
2	新体力テストの結果において広島市の平均値が 全国の値以上となる種目 の割合を50%以上にし ます。 ※()は、新体力テストの種目数、 []は、全国体力等調査の種目 数 ※平成24年3月に策定された国 の「スポーツ基本計画」では、子 どもの体力向上のための検証改 善サイクルについて「全国体力 等調査」を用いることとしている。 ※標本数 新体力テスト:標本調査(約2千人) 全国体力等調査:全数調査(約50 万人:小学5年、中学2年)	小学校	45.8% (3.7/8)	77.1% (6.2/8) [5.5/8]	42.7% (3.4/8) [6/8]	57.3% (4.6/8) [5/8]
		中学校	51.9% (4.7/9)	37.0% (3.3/9) [5/9]	59.3% (5.3/9) [6/9]	46.3% (4.2/9) [5.5/9]
		高等学校	59.3% (5.3/9)	66.1% (5.5/9)	59.3% (5.3/9)	64.8% (5.8/9) [-]
	全 体	51.0%	63.2%	51.5%	56.4%	
3	国民体育大会に出場する広島県 選手に占める広島市選手の割合 を50%以上にします。 ※()は、ふるさと選手を含む割合	40.5% (47.7%)	48.0% (57.5%)	45.9% (55.5%)	47.9% (57.7%)	
4	トップス広島に加盟するチームの 試合を年1回以上会場で観戦した 市民の割合を50%以上にします。	37.2%	37.1%	37.0%	39.8%	

数値目標[見直し(案)] (目標年度:平成32年度)	
1	①週1回以上スポーツをする市民 (20歳以上)の割合を70%以上 にします。
	②30分以上健康のために歩く70 歳以上の者の割合を男性66%、 女性56%にします。
2	全国体力・運動能力、運 動習慣等調査(高等学校 は新体力テスト)の結果に おいて広島市の平均値が 全国の値以上となる種目 の割合を小学校7/8種目 以上、中学校・高等学校 7/9種目以上にします。
	小学校 7/8種目
	中学校 7/9種目
	高等学校 7/9種目
3	国民体育大会に出場する広島県 選手に占める広島市選手(ふるさと 選手を含む。)の割合を65%以上 にします。
4	トップス広島に加盟するチームの 試合を年1回以上会場で観戦した 市民の割合を50%以上にします。

※ 数値目標1及び4の各年度の数値は、市民意識調査の結果によるものである。

関係法令等

○ スポーツ基本法（抜粋）

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

13 スポーツに関すること。

(職務権限の特例)

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

1 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

○ 広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。